

坂教文第666号  
令和4年11月18日

坂井市監査委員 亀嶋 政幸 殿  
坂井市監査委員 重森 宣彦 殿  
坂井市監査委員 佐藤 寛治 殿

坂井市教育委員会  
教育長 林 晃 司

監査結果に基づく措置について(報告)

令和4年11月10日付け坂監委第74号で通知のありました監査結果において、指摘を受けた事項及び意見が付された事項については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

措置状況報告書

監査の種類	財政援助団体等監査	
措置を講じた部局等	教育委員会 文化課 (公益財団法人 坂井市文化振興事業団)	
指摘事項等		措置状況 (改善内容)
<p>監査の結果</p> <p>(1) 利用者等の意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用件数や入場者数に対して、アンケートの回収数が非常に少なかった。その回収方法等を再検討したうえで実施し、利用者数の意見や満足度を十分に把握するよう努められたい。</li> </ul> <p>(2) 出納員等の管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の事務局長が「出納員」と「通帳と通帳印の管理責任者」を兼任していた。これらの役割について、それぞれ別の職員が担当するよう努められたい。</li> </ul>		<p>(1) 利用者等の意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用者に対するアンケートは、内容の見直しを行い、利用者が記入しやすいように改善を行った。また、これまで施設利用の代表者に依頼していたアンケートを複数枚配布し、多くの方に記入してもらうよう声掛けの強化を行い回収率が上がるよう見直しを行った。今後も利用者等の意見を把握し、満足度の向上に努めていきたい。</li> </ul> <p>(2) 出納員等の管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通帳と通帳印の管理責任者」は事務局長が行い「出納員」は各施設の会計担当者が行い、それぞれ別の職員が担当するように見直しを行った。今後も出納管理について適正な管理を徹底する。</li> </ul>